

令和4年4月13日

## 簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」などの勧誘により「副業」の「マニュアル」を消費者に購入させた事業者に関する注意喚起

令和元年から令和3年の夏までにかけて、簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」などというLINE<sup>®</sup>のメッセージによる勧誘を受け「副業」の「マニュアル」を購入してしまったが、実際の「マニュアル」に記載された「副業」の内容は告げられたものとは異なっていたなどという相談が、各地の消費生活センター等に数多く寄せられています。

消費者庁が調査を行ったところ、株式会社サポート（以下「サポート」といいます。）及び個人事業主5名（以下「本件6事業者」といいます。）が、消費者の利益を不当に害するおそれのある行為（不実告知及び断定的判断の提供）を行っていたことを確認したため、消費者安全法（平成21年法律第50号）第38条第1項の規定に基づき、消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

また、この情報を都道府県及び市町村に提供し、周知します。

### 1 事業者の概要

本件6事業者の概要は下表のとおりです。

No.	事業者名	所在地・住所
1	株式会社サポート (代表者 山崎 雄貴) (法人番号 7013301043247)	東京都豊島区西池袋五丁目2番13号菱和パレス立教通り2F
2	岡戸 りょう (おかどりょう)	東京都豊島区東池袋1-40-1クロサワ駅前ビル5F
3	木村 里奈 (きむらりな)	大阪市北区梅田1-2-2大阪駅前第2ビル2F
4	小山 忍 (こやましのぶ)	さいたま市南区太田窪四丁目9番24号
5	山崎 ゆうき (やまざきゆうき)	東京都新宿区新宿4-1-22 新宿コムロBLD702号
6	山下 智也 (やましたともや)	東京都新宿区中落合2-7-10-201

注1 同名の別会社や、同姓同名の別の個人と間違えないように御注意ください。なお、No.1の事業者の法人番号は、令和4年3月15日時点のものです。また、No.2からNo.6までの事業者名等は、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に基づく表記としてウェブサイトに表示されていた内容です。

注2 本件6事業者の本件マニュアルの販売には、株式会社USグループ<sup>®</sup>が関与していました。

<sup>1</sup> 登録された利用者同士が交流できるインターネット上の会員制サービスである「ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）」の一つ。

<sup>2</sup> 代表者：栗林卓也、法人番号：6010401091598、所在地：東京都新宿区西新宿六丁目20番7号-1117（令和4年3月15日時点）

## 2 具体的な事例の内容

本件6事業者が販売した「マニュアル」は、一部の重複を除いてそれぞれ内容が異なりますが、消費者に「マニュアル」を購入させる手口はほとんど同じであり、概要は次のとおりです。

- (1) リスティング広告<sup>3</sup>により「副業」の「ランキングサイト」等へ誘導されます  
消費者がスマホやパソコンを用いて、検索サイトで「副業」などと検索すると、本件6事業者が紹介する「副業」の広告が表示されます。

消費者が広告内のリンクをクリックすると、「副業」の「ランキングサイト」(別紙1)にアクセスします。

- (2) 育児中の母親と称するLINEアカウント等とのトークへ誘導されます

消費者が、前記(1)の「副業」の「ランキングサイト」内から、LINEの友だち登録のバナーをクリックし友だち登録をすると、育児中の母親であると名乗る者のLINEアカウント(以下「勧誘LINEアカウント」といいます。)等とのトークに誘導され、勧誘LINEアカウントからメッセージが送信されてきます。なお、本件6事業者は、一部の事業者を除き、それぞれ、勧誘LINEアカウントを複数使用していました。

- (3) 勧誘LINEアカウントから稼げる「副業」を紹介すると勧誘するメッセージが送信されてきます

本件6事業者はそれぞれ、勧誘LINEアカウントから、消費者に対し、簡単な作業で稼げる「副業」を紹介すると勧誘するメッセージを送信し、この「副業」に興味を持った消費者に対して、この「副業」を行うためには、「マニュアル」を購入する必要があると伝え、「マニュアル」の料金として2万円前後の代金を支払わせるよう仕向けます。

勧誘のメッセージの内容は別紙2のとおりであり、「マニュアル」を購入すれば1日数分の簡単な作業をするだけで誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる「副業」を行うことができるなどと勧誘していますが、具体的にどのような作業を行うものであるかは明かされません。

- (4) 提供される「マニュアル」に記載された「副業」の内容は、勧誘LINEアカウントのメッセージによる勧誘の際の「副業」の内容と異なっていました

消費者が、前記(3)のメッセージによる勧誘に興味を持ち、「マニュアル」を購入し代金を支払うと、「マニュアル」を閲覧するためのURLが勧誘LINEアカウントから送信されてきます。

消費者は、そのURLをクリックして「マニュアル」を読みますが、そこに記載されていた「副業」の内容は別紙3のとおりであり、前記(3)の勧誘LINEアカウントのメッセージによる勧誘の内容と異なった内容でした。

- (5) 代金の後払いを選択した消費者に対し、訴訟を提起すること等を示唆して支払を催促するメッセージが送られてくることがあります

代金の支払に当たり、勧誘LINEアカウントから、先払いとするか後払いとする

<sup>3</sup> 検索結果の中に表示される、検索内容に連動して掲載される広告。

かを問われます。代金の後払いを選択した消費者には、代金を支払わない場合は、「裁判を起こす」、「金融事故扱いとなり全ての信用情報機関に登録される」、「被害届を提出する」などと示唆して、消費者に「マニュアル」の代金の支払を強く催促するメッセージが送られてくることがありました。

### 3 消費者庁が確認した事実

#### (1) 不実告知

本件6事業者は、それぞれ「副業」の「マニュアル」を販売するに当たり、前記2(3)のとおり、勧誘LINEアカウントから送信する勧誘メッセージにおいて、あたかも、1日数分の簡単な作業をするだけで相当の稼ぎを得られる「副業」であるかのように勧誘していましたが、実際に提供していた「マニュアル」に記載されていた「副業」の内容は別紙3のとおりであり、勧誘時の説明と異なるものでした。

#### (2) 断定的判断の提供

サポート、木村里奈、小山忍、山崎ゆうき及び山下智也は、別紙3のとおり、消費者に対し、簡単な作業をするだけで「誰でも1日当たり数万円を稼ぐことができる」と勧誘していましたが、当該金額を稼げるかどうかは、自身で用意した情報が売れるか否か、自身が提供した役務の出来等の事情によって左右されるものであって不確実なものでした。

#### (3) 本件6事業者の「マニュアル」販売に関与する会社について

本件6事業者の集客のためのリスティング広告の掲載には、「株式会社USグループ」という会社に関与していました。同社は、本件6事業者のうち一部の事業者の「マニュアル」の販売に関して、勧誘LINEアカウントから消費者に送信するLINEメッセージについてアドバイスを行ったり、消費者の「マニュアル」の代金の支払先となるなど、「マニュアル」の販売に深く関与していました。

### 4 消費者庁から皆様へのアドバイス

#### ○ 具体的な仕事内容を一切明らかにせず「副業」を行うための「マニュアル」を売りつけようとする事業者には注意しましょう

コロナ禍の影響により本業の収入が減るなどして、「副業」に興味を持つ消費者が増加していると考えられますが、インターネット上には、そのような消費者に対して、具体的な仕事内容を一切明らかにせず、簡単な作業をするだけで誰でも稼ぐことができるなどと勧誘し、「副業」を行うためには「マニュアル」等が必要であるとして情報商材を売りつけようとする事業者が多数みられますので注意しましょう。

これまでの消費者庁などによる調査、消費生活センターに寄せられた相談の内容によれば、インターネット上で販売される「副業」の「マニュアル」等の情報商材を購入すれば、簡単な作業を短時間するだけで誰でも1日数万円を稼ぐことができる、ということはずりありません。

**○ 実際には初期費用が掛かるにもかかわらず、掛からないと勧誘をしてくる事業者には注意しましょう**

「副業」を行うか否かを判断するに当たって、最初にどのような費用が掛かるかという点は重要な考慮要素となります。この初期費用について、最初は、一切掛からないなどと勧誘していたにもかかわらず、興味を持って話を聞いてみると、「マニュアル」等の購入費用が掛かるということを後から説明されることがあります。また、「費用については副業の収益が出た後の後払いでも構いません」などと説明し、実際に「マニュアル」を見た消費者が、最初に説明されていた「副業」の内容と全く異なることを理由にキャンセルを申し出ても、キャンセルできないと主張し、代金を支払わせようとすることもあります。

この初期費用に関する説明のように、事業者の説明に事実と異なる点があったり、事業者の説明に違和感を覚えた場合は注意しましょう。

**○ 「副業」に関して被害に遭ったらあきらめずにすぐに「188（いやや!）」へ電話してみましょう**

本件では、消費者が消費生活センターに相談し、消費生活センターのあっせんにより「マニュアル」の代金を取り戻すことができたという事例や、「副業」についての広告や勧誘の内容と実際に「マニュアル」に記載されていた副業の内容が異なっていたことを理由に、代金を支払うよう強く催促するメッセージに応じず、代金を支払わないで済んだという事例が複数確認されています。

「副業」の「マニュアル」を購入してしまった場合でも、代金を取り戻すことができる、又は代金を支払わずに済む可能性があるため、金額の多寡にかかわらず、あきらめずに「188（いやや!）」へ電話して相談してみましょう（最寄りの消費生活センターに繋がります。）。

【本件に関連する最近の注意喚起情報】

発信者	件名（公表日）	URL
消費者庁	写真を貼り付けるだけの簡単な作業で儲かる副業ビジネスを紹介するとして7,000円程度のテキスト教材を消費者に購入させ、その後に電話勧誘により著しく高額な金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年11月19日）	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/026603/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/026603/</a>
消費者庁	無在庫での転売ビジネスのノウハウを提供するなどとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（令和3年4月28日）	<a href="https://www.caa.go.jp/notice/entry/024011/">https://www.caa.go.jp/notice/entry/024011/</a>
独立行政法人国民生活センター	「転売ビジネス」で稼ぐつもりが…簡単には儲からない！ーネット広告やSNSの情報、友人からのうまい話をうのみにしないでー（令和3年2月10日）	<a href="http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html">http://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20210210_1.html</a>
消費者庁	「在宅スマホ副業で7日で20万円稼げる人続出中！」などとうたい、多額の金銭を支払わせる事業者に関する注意喚起（平成31年2月13日）	<a href="https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190213_0001.pdf">https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/release/2018/pdf/release_2018_190213_0001.pdf</a>

相談窓口のご案内

- ◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センターなどをご案内します。）  
電話番号 **188（いやや！）**
  - ◆ 警察相談専用電話  
電話番号 **#9110**
- } ※いずれも局番なし

公表内容に関する問合せ先  
 消費者庁 消費者政策課財産被害対策室  
 TEL:03-3507-9187 FAX:03-3507-7557

「副業」の「ランキングサイト」の例（「みんなで選んだ副業ランキング」）

The image displays three sequential screenshots of a mobile website for '副業ランキング' (Part-time Job Ranking). The site is titled 'みんなで選んだ副業ランキング' and has the URL 'https://www.fukugyo-ranking.net'.

**Left Screenshot (Home Page):** Shows the site's navigation and a search bar. Below the search bar, there are three circular icons: '初心者歓迎' (Beginner-friendly), 'スマホで簡単' (Easy on smartphone), and '楽しい副業' (Fun part-time job). A banner below reads 'あなたに最適な副業がきっとみつける! カテゴリ別ランキング' (You will surely find the best part-time job for you! Ranking by category). At the bottom, there are filter buttons for '年齢' (Age), '使うもの' (Tools used), 'キャンペーン' (Campaign), '作業場所' (Work location), 'スキル' (Skills), and 'キーワード' (Keywords).

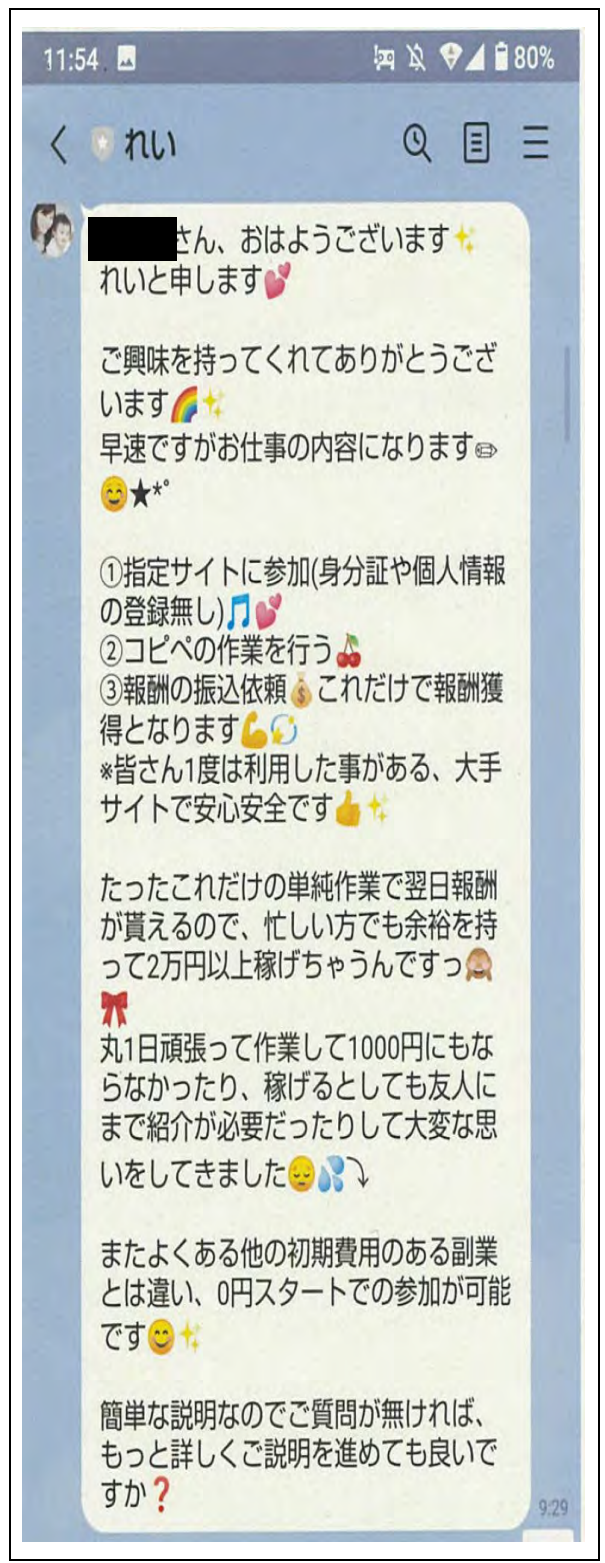
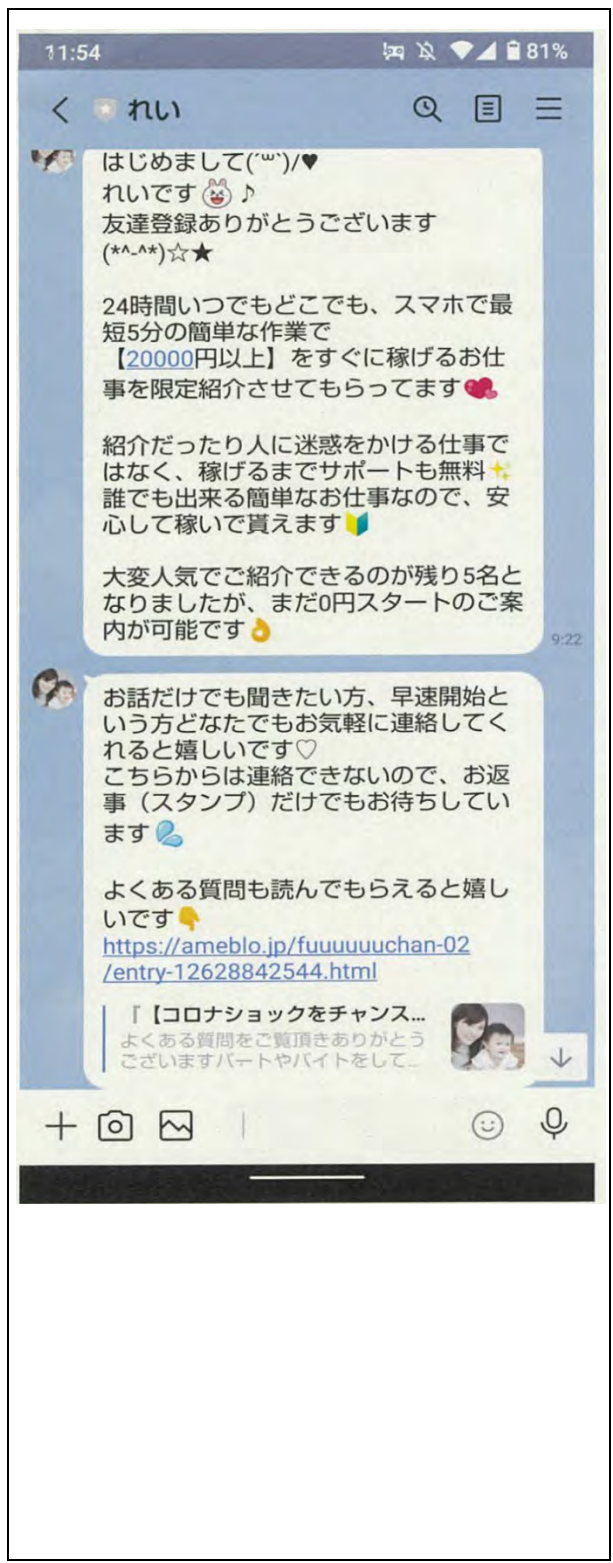
**Middle Screenshot (Search and Category Rankings):** Shows a search bar with the text '検索' (Search). Below it are three buttons: '人気度' (Popularity), '満足度' (Satisfaction), and '簡単度' (Ease). A large pink banner reads '人気度ランキング' (Popularity Ranking). Below this, it says 'ランキング最終更新日時: 2021-07-15 11:00:00'.

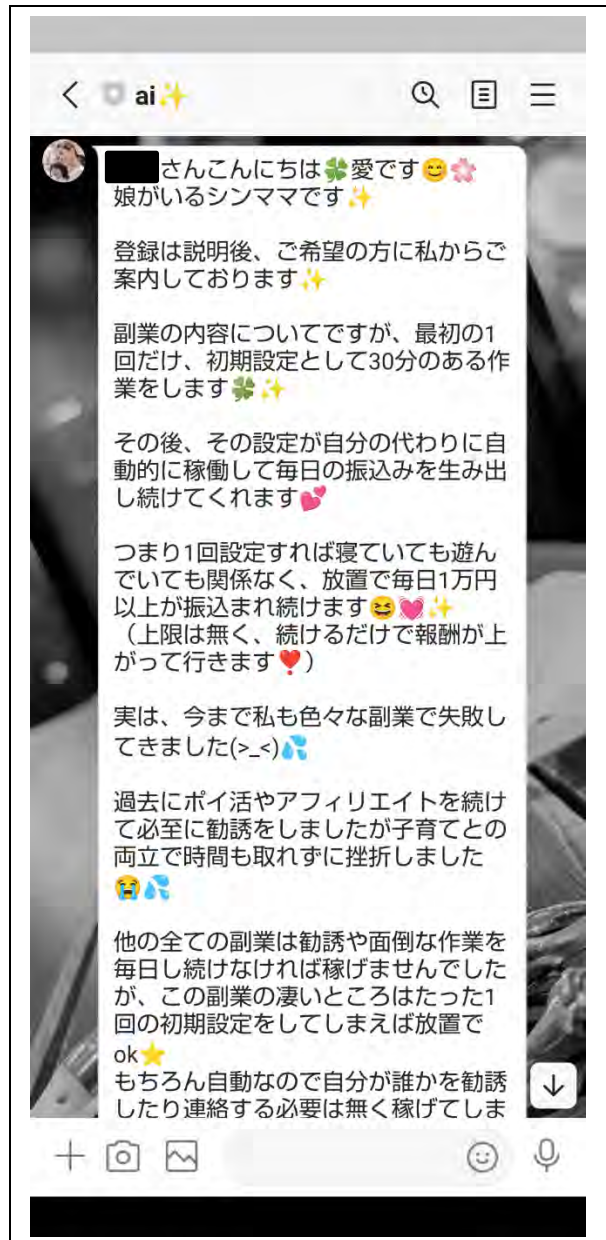
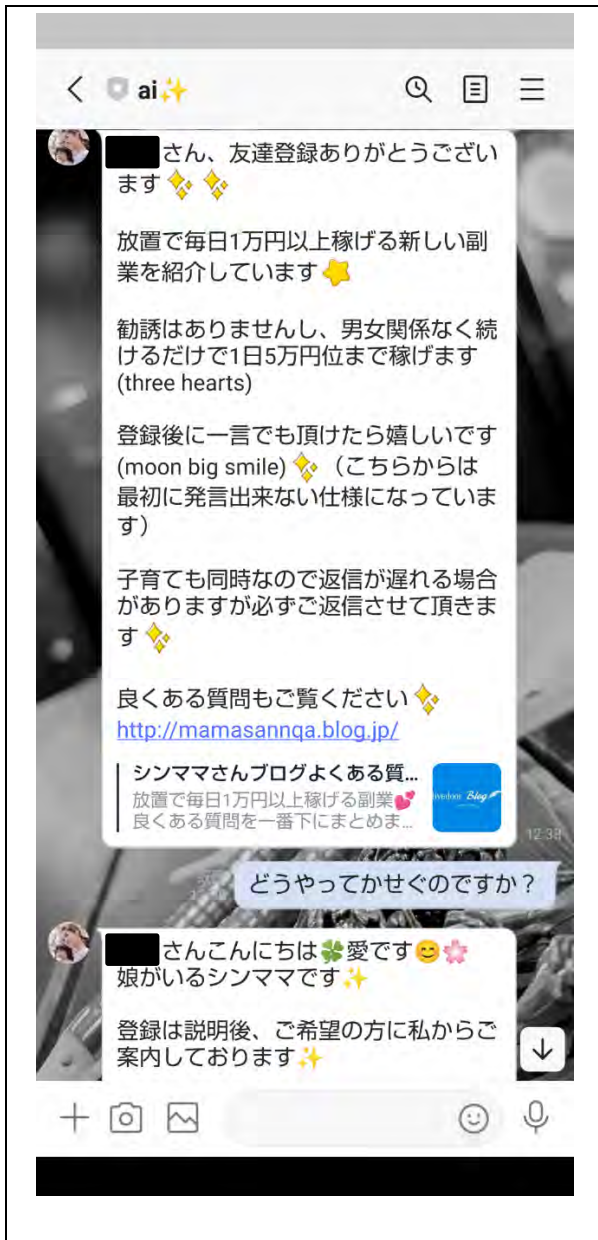
**Right Screenshot (Job Listing):** Shows a detailed listing for a job. At the top, it says '総合評価' (Overall Evaluation) with five stars. Below this are two columns of ratings: '簡単' (Easy) and '安心' (Peace of mind), both with five stars. Another two columns: '満足度' (Satisfaction) and 'おすすめ' (Recommended), both with five stars. Below this is a 'POINT' section with a list of benefits:
 

- ✓ 10万円単位の高額報酬 (High compensation in 100,000 yen units)
- ✓ 作業終了後は毎月自動報酬 (Automatic compensation every month after work ends)
- ✓ 1日15分のみ (Only 15 minutes a day)
- ✓ 初心者OK (Beginner OK)
- ✓ 身分証無し (No ID card required)

 At the bottom, there is a '管理人レビュー' (Manager Review) section with the text '権利収入型の全く新しい副業です!' (This is a completely new part-time job of the rights income type!).

「副業」の「マニュアル」についての勧誘（LINE メッセージ）の例







## LINE のメッセージによる勧誘時に説明された「副業」の内容と「マニュアル」に記載された「副業」の内容

## 1 サポート

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>誰でもスマホ一つで毎月 60 万円以上稼げる凄い副業を紹介させて頂いています</li> <li>気になるお仕事の内容ですが、ネット初心者が簡単に稼げる案件が 1000 件程あり、その中からご自由に選べちゃう夢のような副業です</li> </ul>	<p>副業の内容は、サポートとは無関係の「クライアントが個人に仕事を発注できるウェブサイト」に登録し、クライアントと業務委託契約を締結して業務を遂行しその内容に応じて報酬を得るというものであり、誰でもスマホ一つで毎月 60 万円以上稼ぐことができる副業ではありませんでした。</p>

## 2 岡戸 りょう

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>早速、副業の流れをご説明しますね たったの 4 ステップで簡単なものです (1) スマホで 2 分の簡単登録 (2) 好きな作業を選択 (3) <u>テンプレート通りに入力</u> (4) 報酬確認 作業は、<u>1 日 10 分程度を目安に、毎日 3 万円稼げてる簡単な副業</u>をご紹介します</li> <li>こちらの副業の内容ですが <u>スマホだけで、あらかじめ用意されているテンプレートを使用して、“あとは待つだけ”で報酬になっちゃいます</u> なのに高単価で、1 回 5000 円～5 万円以上になる作業が無限にあり回数制限もナシ</li> </ul>	<p>副業の内容は、岡戸りょうとは無関係の「登録者が自らの提供する役務又は販売するデジタルコンテンツの内容をウェブサイトに掲載してクライアントを募集することができるサービス」に自らの提供する役務等（役務提供の場合は最短 30 分間）の内容を登録・公開し、当該役務等の提供を欲するクライアントからの依頼があれば、当該役務等を提供して報酬を得るというものであって、テンプレートどおりに入力して“待つだけ”で報酬が得られるという副業ではありませんでした。</p>

### 3 木村 里奈

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>放置で毎日1万円以上稼げる新しい副業を紹介しています</u> <u>勧誘はありませんし、男女関係なく続けるだけで1日5万円位まで稼げます</u></li> <li>・ <u>副業の内容についてですが、最初の1回だけ、初期設定として30分のある作業をします</u> その後、その設定が自分の代わりに自動的に稼働して毎日の振込みを生み出し続けてくれます</li> <li>・ <u>この副業の凄いところはたった1回の初期設定をすれば放置でok</u> もちろん自動なので自分が誰かを勧誘したり連絡する必要は無く稼げてしまいます <u>あとは1週間に1回だけ5分程度のメンテナンスをするだけでokなんです</u></li> <li>・ <u>ただマニュアル通りにして稼げなかったという事例は今までありません</u></li> </ul>	<p>副業の内容は、木村里奈とは無関係の画像・動画投稿サイトにおいて、自身で仕入れた「情報」を販売するというものであり、初期設定を行うだけで自動的に毎日報酬が得られるという副業ではありませんでした。</p>

### 4 小山 忍

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>24時間いつでもどこでも 最短5分のスマホ作業で【20000円】を即稼げる仕事を30名様限定紹介させてもらってます</u></li> <li>・ <u>誰でも出来る簡単な仕事なので、安心して稼いで貰えます</u></li> <li>・ <u>安心安全はもちろん毎月の維持費だったり退会費は一切なく、今までお仕事をして稼げなかった事例は一切ありません</u></li> <li>・ <u>早速ですがお仕事の内容になります！</u> ①指定サイトに参加 ②コピペの作業を行う ③報酬の振込依頼 この手順に沿って送るだけで報酬は確定します</li> </ul>	<p>副業の内容は、小山忍とは無関係のオークションサイトにおいて、履き古した靴やブーツなどを自身で仕入れ、出品して売上げを得るというものであり、指定されたウェブサイトにおいて、誰でも簡単にできる単純な「コピペ」（コピーアンドペースト）の作業を行うだけで報酬が振り込まれるという副業ではありませんでした。</p> <p>なお、このオークションサイトでは、ガイドライン細則により、使用済みであって汗や臭いがあることをうたうなどの不衛生な商品の出品は禁止されています。</p>

## 5 山崎 ゆうき

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 24時間いつでもどこにいてもスマホで最短5分の簡単な作業で毎日2万円以上が即日稼げるお仕事を30名限定で紹介させてもらってます。簡単なコピーの作業でスマホさえあれば誰にでも出来てしまうお仕事です。</li> <li>・ 最短で今日から稼げる仕事内容を説明をしちゃいます！ ● <u>サイト内でコピーを行う</u> ● <u>振り込まれた報酬の確認</u> <u>これだけの単純作業で即日報酬が貰えるので、忙しい方でも余裕を持って稼げちゃうんです。</u></li> <li>・ <u>簡単な作業でどなたでも稼いで貰えちゃうのでご安心くださいね。</u> <u>稼げる金額は1日2万円～6万円です。</u></li> <li>・ <u>今までお仕事をして稼げなかったという事例は一切なく、作業すれば誰でも稼げる内容になるから皆様稼いでから後払いして貰ってます。</u></li> </ul>	<p>副業の内容は、山崎ゆうきとは無関係のオークションサイトにおいて出品されている「情報商材」の出品者に対し、商品ページ内の「質問」欄に、情報商材の売上げを上げる方法があると勧誘し、依頼を受けて有料で当該方法を教えることで報酬を得ることができるというものであり、情報商材の売上げを上げる方法は自ら考案しなければならないものであって、ウェブサイト内で「コピー」の作業を行うだけで報酬が振り込まれるという副業ではありませんでした。</p> <p>なお、オークションサイトでは、ガイドライン細則により、落札システムを利用しない取引を誘引することは禁止されています。</p>

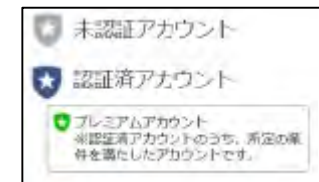
## 6 山下 智也

勧誘時の「副業」の内容	「マニュアル」に記載された「副業」の内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放置で毎日1万円以上稼げる新しい副業を紹介しています。勧誘はありませんし、<u>男女関係なく続けるだけで1日5万円位まで稼げます。</u></li> <li>・ 副業の内容についてですが、<u>最初の1回だけ、初期設定として30分のある作業をします。</u>その後、その設定が自分の代わりに自動的に稼働して毎日の振込みを生み出し続けてくれます。</li> <li>・ この副業の凄いところは<u>たった1回の初期設定をすれば放置でok</u>。もちろん自動なので自分が誰かを勧誘したり連絡する必要は無く稼げてしまいます。あとは1週間に1回だけ5分程度のメンテナンスをするだけでokなんです。</li> </ul>	<p>副業の内容は、山下智也とは無関係の画像・動画投稿サイトにおいて、自身で仕入れた「情報」を販売するというものであり、初期設定を行うだけで自動的に毎日報酬が得られるという副業ではありませんでした。</p> <p>なお、画像・動画投稿サイトの運営者から、規約に違反するとして「情報」の販売ページが削除された消費者もいます。</p>

LINE	<p>13. 禁止事項</p> <p>13.8. 営業、宣伝、広告、勧誘、その他営利を目的とする行為（当社の認めたものを除きます。）、性行為やわいせつな行為を目的とする行為、面識のない第三者との出会いや交際を目的とする行為、他のお客様に対する嫌がらせや誹謗中傷を目的とする行為、その他本サービスが予定している利用目的と異なる目的で本サービスを利用する行為</p> <p>出典：LINE利用規約 (<a href="https://terms.line.me/line_terms?lang=ja">https://terms.line.me/line_terms?lang=ja</a>)</p>
	<p>第18条（禁止行為）</p> <p>(6) 当社の事前の承諾なくLINE公式アカウントを第三者のための広告媒体として使用する行為（第三者の商品、サービスについてLINE公式アカウントを利用して宣伝することを含みますが、これに限りません。）</p> <p>出典：LINE公式アカウント利用規約 (<a href="https://terms2.line.me/official_account_terms_jp?lang=ja">https://terms2.line.me/official_account_terms_jp?lang=ja</a>)</p>
	<p>3) ご利用いただけない業種・業態、商品・サービス</p> <p>当社ポリシーにより、全部もしくは一部に関わらず、下記に該当すると当社が判断した場合、アカウントの提供を認めない、又はアカウントの提供を停止し、本サービスにかかる契約を解除する等の措置をとらせていただくことがあります。あらかじめご了承ください。なお、以下はあくまで一例であり、記載のないケースにおいても、本サービスの利用をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。</p> <p>ネット関連ビジネス                  [商品・サービス]                  情報商材                  [掲載できないケース]                  「儲かる/儲ける」等の内容を謳って集客し、メールマガジン登録、動画・DVD販売やセミナー開催等へ誘導するもの</p> <p>[商品・サービス]                  能力開発商材                  [掲載できないケース]                  「〇〇するだけ」等、消費者が簡単に始められるような内容を謳って、メールマガジン登録、動画・DVD販売やセミナー開催等へ誘導するもの</p> <p>出典：LINE公式アカウントガイドライン (<a href="https://terms2.line.me/official_account_guideline_jp">https://terms2.line.me/official_account_guideline_jp</a>)</p>

なお、LINE 公式アカウントには、未認証アカウントと認証済アカウントがあり、認証済アカウントを取得するには所定の審査を通過する必要があります。未認証アカウントと認証済アカウントは、バッジ（アイコン）の色で見分けることができます。

（出典：第 3 回 WG 資料 1 【資料 1】 LINE 公式アカウントの概要について（LINE 株式会社提出資料）P1）



## Twitter

ユーザーは、適用される法令や規則への遵守を含め、本サービスの利用および自身が提供するコンテンツに対して責任を負います。提供されるコンテンツは、他の人たちと共有して差し支えないものに限定してください。（略）。利用者は、本サービスの利用により、不快、有害、不正確あるいは不適切なコンテンツ、または場合によっては、不当表示されている投稿またはその他欺瞞的な投稿に接する可能性があることを、理解しているものとします。すべてのコンテンツは、そのコンテンツの作成者が単独で責任を負うものとします。当社は、本サービスを介して投稿されるコンテンツを監視または管理することはできず、また、そのようなコンテンツについて責任を負うこともできません。当社は、Twitterユーザー契約に違反しているコンテンツ（著作権もしくは商標の侵害その他の知的財産の不正利用、なりすまし、不法行為または嫌がらせ等）を削除する権利を留保します。違反を報告または上申するための特定のポリシーおよびプロセスに関する情報は、当社のヘルプセンターでご覧いただけます。

出典：Twitterサービス利用規約 ([https://twitter.com/ja/tos/previous/version\\_14](https://twitter.com/ja/tos/previous/version_14))

## 禁止されている商行為の例

- ・虚偽の内容を含む、誤解を招く、または悪影響を及ぼす恐れのあるビジネス提案。
- ・商品・サービスのプロモーションにおいて、誤解を招く、虚偽または裏付けのない主張をする。
- ・誤解を招く情報を提供する、または価格、支払い条件、もしくはお客様が負担する経費についての重要な情報を提供しない。

出典：Twitter広告コンテンツに関するポリシー (<https://business.twitter.com/ja/help/ads-policies/ads-content-policies/unacceptable-business-practices.html>)

非合法的な目的で、または違法な活動を促進させるためにTwitterのサービスを利用することを禁じます。これには違法な物品・サービス、および特定の種類の規制物品・サービスの販売、購入、または取引の促進が含まれます。

出典：違法または特定の規制物品/サービス (<https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/regulated-goods-services>)

Twitterでの詐欺行為による金銭や個人の金融情報の取得は、このポリシーにおいて禁じられています。また、そうした不正行為への参加を求めるアカウントの作成、ツイートの送信、ダイレクトメッセージの送信も禁じられています。

出典：金融詐欺に関するポリシー (<https://help.twitter.com/ja/rules-and-policies/financial-scam>)

Instagram  
Facebook

以下のコンテンツの投稿は禁止されています

以下の行為に関して指示、関与、宣伝、手配、奨励、助長、告白、もしくは参加者を募集をするコンテンツ、または以下の行為の申し出や勧誘を行ったことを認めるコンテンツ。

- ・以下の手段により、他者を欺いて、第三者や企業・団体の不利益となるような金銭的または個人的利益を生み出すこと。
  - ・次のような投資詐欺または金融詐欺：ローン詐欺、前金詐欺、ギャンブル詐欺、ポンジ・スキームまたはピラミッド・スキーム、マネーフリップ、キャッシュフリップ、またはマネーミュール、高収益を約束した投資詐欺
  - ・次のような誠実さを装った詐欺：慈善詐欺、恋愛詐欺またはなりすまし詐欺、偽のビジネスまたは企業、団体の設立
  - ・次のような商品詐欺または報酬詐欺：補助金詐欺、給付金詐欺、有形資産詐欺、スピリチュアル詐欺、またはイルミナティ詐欺、保険詐欺(ゴーストブローカーによるものを含む)、虚偽求人詐欺、在宅ワーク詐欺、または「今すぐ高収入」などを謳った詐欺、借金救済や信用回復に関連した詐欺

参考：Meta facebookコミュニティ規定「不正行為および詐欺」 (<https://transparency.fb.com/ja-jp/policies/community-standards/fraud-deception/>)

## アカウント開設時に必要な情報

(各社HPを基に、消費者委員会事務局にて作成)

(参考資料3)

サービス	アカウント開設時の入力フォーム等の項目 (2022年6月時点)
LINE	<p>一般的な個人のアカウント (参考とした資料: LINE「LINEみんなの使い方ガイド」<a href="https://guide.line.me/ja/">https://guide.line.me/ja/</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・「携帯電話番号、アカウント名・プロフィール画像」</li> </ul> <p>公式アカウント (参考: 「LINE for Business」<a href="https://www.linebiz.com/jp/service/line-official-account/">https://www.linebiz.com/jp/service/line-official-account/</a>)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・・・「アカウント名、業種、会社・事業者の所在国・地域、メールアドレス」(必須)、「会社/事業者名」(任意)</li> </ul> <p>※LINE公式アカウントには、認証済(LINEの審査を通過したアカウント)と未認証(個人法人を問わず、審査なしで作成できるアカウント)がある。それぞれの特徴について、「LINE公式アカウントを活用し、企業や店舗の集客や利益アップを目標にするのであれば、認証済アカウントがおすすめです」</p> <p>「会員制店舗など、店名・サービス名で検索されたくない・ファンクラブなどのクローズドなコミュニティ内で、IDやQRコードを教えた人だけに友だちになってほしい。上記のように限定された中で集客を行いたい場合、未認証アカウントのまま運用する手もあります」とされている。なお、認証済アカウント申し込みフォームの項目は、【店舗/施設情報】として、①アカウント名(企業名/店舗名/サービス名/商品名等)、②業種、③申し込みタイプ、④店舗/施設名、⑤郵便番号、都道府県、市区町村、丁目・番地・号、⑥店舗電話番号、⑦URL(審査時の参考情報という観点で、お申込みいただいた対象の情報が確認できるURLの記載をお願いします)、【会社情報】として、⑧会社/事業者名、⑨郵便番号、都道府県、市区町村、丁目・番地・号、代表電話番号、【申し込み者情報】として、⑩申し込み者氏名、申し込み者フリガナ、⑪連絡先電話番号、⑫メールアドレスが求められている。入力項目を下記に基づいて審査されている。</p> <p>「LINEユーザーの不利益につながる可能性があるか」「法令における規制の有無と規制内容に抵触するものでないか」「利用規約第18条「禁止行為」各号に該当するおそれがないか」「当社が独自に定める審査基準を満たすか否か」「当社の事業へ悪影響を及ぼす、あるいは当社の信用を損なうものでないか」(LINE for Business「はじめてみよう!LINE公式アカウント」より抜粋)</p>
Twitter	<p>(参考とした資料: Twitter「ヘルプセンター」<a href="https://help.twitter.com/ja/using-twitter/create-twitter-account">https://help.twitter.com/ja/using-twitter/create-twitter-account</a>)</p> <p>「名前(ユーザーネーム)、電話番号またはメールアドレス、生年月日」または「Googleアカウント」または「Apple ID」</p>
Instagram	<p>(参考とした資料: Instagram「登録画面」<a href="https://www.instagram.com/accounts/emailsignup/">https://www.instagram.com/accounts/emailsignup/</a>)</p> <p>「携帯電話番号またはメールアドレス、フルネーム、ユーザーネーム」</p>
Facebook	<p>(参考とした資料: Facebook「ヘルプセンター」<a href="https://m.facebook.com/help/570785306433644?locale=ja_JP&amp;rdr">https://m.facebook.com/help/570785306433644?locale=ja_JP&amp;rdr</a>)</p> <p>「普段使用している名前、生年月日、性別、携帯電話番号またはメールアドレス」</p>

### 備考

- ・上記は、総務省が公表する「情報通信白書」(令和2年度版)において利用率が上位のサービスを選出。
- ・フリーメールとは、自由にメールアドレスを取得しブラウザを通してメールを送受信できる無料サービス。一般的なメールソフトを必要としない、いわゆるWebメールのこと。名前やパスワードといった簡単な情報を登録し、アカウントの作成が可能であり、メールアドレスを取得できる。無料で使用できるものが多い。
- ・Googleアカウントの作成には「姓、名、ユーザーネーム」が必要(参考: Google「アカウントヘルプ」<https://support.google.com/accounts/answer/27441?hl=ja>)
- ・Apple IDの作成には「姓、名、生年月日、メールアドレスまたは電話番号」が必要(参考: Apple「サポート」<https://support.apple.com/ja-jp/HT204316>)

消費者委員会 ワーキング・グループ設置・運営規程

平成26年3月25日

消費者委員会決定

最終改正 令和4年1月28日

消費者委員会令（平成21年政令第216号）第四条の規定に基づき、この規程を定める。

（総則）

第一条 消費者委員会（以下「委員会」という。）のワーキング・グループ（以下同じ）の設置、所掌事務、構成、会議及び議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。

（ワーキング・グループの設置）

第二条 委員会に別紙のとおりワーキング・グループを置く。

（ワーキング・グループの所掌）

第三条 ワーキング・グループは、個別分野における委員会の主要検討課題について、当該課題に専門的知見を有する有識者等の協力を得つつ、集中的に調査審議を行い、その結果を委員会に報告する。

（ワーキング・グループの構成）

第四条 ワーキング・グループに属すべき構成員は、別紙のとおりとする。

2 ワーキング・グループには座長を置き、当該ワーキング・グループに属する委員から委員長が指名し、座長は、当該ワーキング・グループの事務を掌理する。

3 座長に事故があるときは、当該ワーキング・グループに属する委員のうちから委員長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

（ワーキング・グループの会議）

第五条 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）

は、ワーキング・グループの会議を招集し、その議長となる。

2 ワーキング・グループの会議への出席には、会議の開催場所への出席のほか、座長が必要と認めるときには、テレビ会議システムを利用した出席を含

めるものとする。

- 3 ワーキング・グループに属さない委員は、あらかじめ座長に届け出ることに  
により、会議にオブザーバーとして出席し、発言することができる。
- 4 座長は、必要により、臨時委員、専門委員、行政機関職員又は当該会議に  
おける調査審議事項に関して識見を有する者にオブザーバーとして会議に出  
席し、意見を述べ又は説明を行うことを求めることができる。
- 5 座長は、会議の各回ごとの調査審議事項及びこれに係る事項に関する  
説明を得る必要があると認める場合には、臨時委員、専門委員、行政機関職  
員又は当該調査審議事項に関して識見を有する者に参考人として会議に出席  
し、当該会議において求められた事項について説明を行うことを求めること  
ができる。

#### (審議の公開)

第六条 ワーキング・グループの開催予定に関する日時・開催場所等につい  
ては、公開する。

- 2 ワーキング・グループは、会議を公開することにより、当事者若しくは第  
三者の権利若しくは利益又は公共の利益を害するおそれがある場合その他座  
長が非公開とすることを必要と認めた場合を除き、公開する。非公開とすべ  
き事由が終了したときは、公開するものとする。
- 3 前項の規定により座長が会議を非公開とすることを認めた場合は、ワーキ  
ング・グループはその理由を公表する。
- 4 会議の議事録については、第2項の規定により座長が会議を非公開とする  
ことを必要と認めた場合を除き、公開する。
- 5 第2項の規定により座長が会議を非公開とすることを必要と認めた場合は、  
議事要旨をすみやかに作成し、公表するものとする。

#### (議事録の作成)

第七条 ワーキング・グループの議事については、次の事項を記載した議事録  
を作成する。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した構成員の氏名及びこのうちテレビ会議システムを利用した出席  
者の氏名
- 三 議題となった事項
- 四 審議経過
- 五 審議結果



(消費者庁の協力)

第八条 ワーキング・グループは、調査審議に当たって、消費者庁の協力を得ることができる。

(雑則)

第九条 この規程に定めるもののほか、ワーキング・グループの運営に関し必要な事項は、座長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成26年3月25日から施行する。

この規程は、平成27年3月24日から改正施行する。

この規程は、平成28年9月6日から改正施行する。

この規程は、平成30年2月8日から改正施行する。

この規程は、令和2年11月5日から改正施行する。

この規程は、令和3年1月14日から改正施行する。

この規程は、令和4年1月28日から改正施行する。

(別紙)

ワーキング・グループの名称・目的・構成員

(◎：座長、○：座長代理)

ワーキング・グループ名称	目的	構成員
消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ	公正な市場を実現するための消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方、ルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者及び消費者の役割について検討すること	木村たま代 委員 ○ 黒木 和彰 委員 ◎ 後藤 卷則 委員長
デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ	デジタル化の進展により、SNSの投稿や広告を端緒とした消費者問題等が増加している現状を踏まえ、被害の防止及び救済の在り方について検討すること	○ 飯島 淳子 委員 ◎ 後藤 卷則 委員長 清水かほる 委員

**消費者委員会**  
**デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ**  
**構成員・オブザーバー**

■構成員

	氏名（敬称略）	所属
(座長)	後藤 巻則 <small>ごとう まきのり</small>	早稲田大学大学院法務研究科教授
(座長代理)	飯島 淳子 <small>いじま じゅんこ</small>	東北大学大学院法学研究科教授
	清水 かほる <small>しみず かほる</small>	公益社団法人全国消費生活相談員協会中部支部長

■オブザーバー

氏名／団体名（敬称略）	所属
大石 美奈子 <small>おおいし みなこ</small>	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 前代表理事・前副会長
黒木 和彰 <small>くろき かずあき</small>	弁護士
板倉 陽一郎 <small>いたくら よういちろう</small>	ひかり総合法律事務所パートナー弁護士
丸山 絵美子 <small>まるやま えみこ</small>	慶應義塾大学法学部教授
万場 徹 <small>まんば とおる</small>	公益社団法人日本通信販売協会専務理事
独立行政法人 国民生活センター <small>どくりつぎょうせいほうじん こくみんせいかつ</small>	
一般社団法人 ソーシャルメディア利用環境整備機構 <small>いっぱんしゃだんほうじん ソーシャルメディア利用環境整備機構</small>	

※消費者委員会委員→有識者(個人)→有識団体の順で、それぞれ50音順に記載

デジタル化に伴う消費者問題ワーキング・グループ  
審議経過

開催日・議事内容
第1回 令和4年2月28日 ・開催の趣旨及び今後の進め方について ・各構成員及びオブザーバーからコメント
第2回 令和4年3月10日 ・SNS等をきっかけとした消費者トラブルの相談事例 ・SNS等をきっかけとした消費者トラブルと被害の防止・救済の課題
第3回 令和4年4月5日 ・SNSに関する事業者ヒアリング
第4回 令和4年4月22日 ・特定商取引法について
第5回 令和4年5月16日 ・令和4年4月13日付け消費者庁発信の注意喚起について ・情報商材等に関する消費者被害の現状と法的課題について
第6回 令和4年6月3日 ・課題の整理
第7回 令和4年6月20日 ・課題の整理(2)
第8回 令和4年7月11日 ・ワーキング・グループ報告書(案)について
第9回 令和4年8月9日 ・ワーキング・グループ報告書について